

(A2) 訪問型サービス サービスコード表

令和元年10月1日～

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数			
A2 1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)(独自)	週1回程度の訪問	・事業対象者 ・要支援1認定者 ・要支援2認定者	⇒	1,172			
A2 1114	訪問型サービスⅠ・同一				事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	1,055			
A2 2111	訪問型サービスⅠ				日割	⇒	39		
A2 2114	訪問型サービスⅠ・同一				日割	事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	35		
A2 1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(Ⅱ)(独自)	週2回程度の訪問	・事業対象者 ・要支援1認定者 ・要支援2認定者	⇒	2,342			
A2 1214	訪問型サービスⅡ・同一				事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	2,108			
A2 2211	訪問型サービスⅡ				日割	⇒	77		
A2 2214	訪問型サービスⅡ・同一				日割	事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	69		
A2 1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(Ⅲ)(独自)	週3回以上の訪問	・要支援2認定者	⇒	3,715			
A2 1324	訪問型サービスⅢ・同一				事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	3,344			
A2 2321	訪問型サービスⅢ				日割	⇒	122		
A2 2324	訪問型サービスⅢ・同一				日割	事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	110		
A2 2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(Ⅳ)(独自)	週1回程度の訪問 ※1月の中で全部で4回まで	・事業対象者 ・要支援1認定者 ・要支援2認定者	⇒	267			
A2 2414	訪問型サービスⅣ・同一				事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	240			
A2 2511	訪問型サービスⅤ				ホ 訪問型サービス費(Ⅴ)(独自)	週2回程度の訪問 ※1月の中で全部で5回から9回まで	・事業対象者 ・要支援1認定者 ・要支援2認定者	⇒	271
A2 2514	訪問型サービスⅤ・同一							事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	244
A2 2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(Ⅵ)(独自)	週3回以上の訪問 ※1月の中で全部で9回から12回まで	・要支援2認定者	⇒	286			
A2 2624	訪問型サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	257			
A2 1411	訪問型短時間サービス				ト (短時間サービス)	20分未満 ※1月につき22回まで	・事業対象者 ・要支援1認定者 ・要支援2認定者	⇒	166
A2 1414	訪問型短時間サービス・同一							事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行?×90%	149
A2 4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算			200単位	可算	200		
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算			200単位	加算	200		
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ				100単位	加算	100		
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算				
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算				
A2 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算出した単位数の90%加算				
A2 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算出した単位数の80%加算				
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000				
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000				
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算				
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算		日割		所定単位数の 15% 加算				
A2 8002	訪問型サービス特別地域加算		回数		所定単位数の 15% 加算				
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算				
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算		日割		所定単位数の 10% 加算				
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算		回数		所定単位数の 10% 加算				
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算				
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算		日割		所定単位数の 5% 加算				
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算		回数		所定単位数の 5% 加算				